

## 船橋市重度障害者等就労支援特別事業実施運用

### (目的)

第1条 この運用は、船橋市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱(以下「要綱」という。)  
第21条の規定に基づき、船橋市重度障害者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)  
の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 要綱第4条及び第5条に規定された「関係者」とは、船橋市、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)、その他地域の特定相談支援事業所の相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の就労支援機関の職員及び医療機関の理学療法士、作業療法士等とする。

### (支援対象範囲)

第3条 要綱第5条に規定する本事業の支援対象範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通勤、排泄、食事
- (2) 業務上の移動、外出
- (3) パソコン等の情報処理機器の準備及び調整、情報アクセス及び入力、代読、代筆及び録音図書の作成等
- (4) 前号に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

### (支給の申請等)

第4条 要綱第6条第1項第2号に規定された「支援計画書」について、本事業の支給を受けようとする者は、JEEDに提出した支援計画書と同様のものを船橋市に提出するものとする。

### (2名の支援員による支援)

第5条 要綱第18条に規定する支援員が提供する支援については、1名の支援員による支援を原則とするが、以下の各号のいずれかに該当するときは、2名の支援員による支援を認めるものとする。

- (1) 利用者の身体的理由により1名の支援員による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他前2号に掲げる場合に準ずると認められる場合

2 前項の規定により2名の支援員により支援が行われる場合においては、要綱第13条第3項の規定により算定される支給額に2を乗じて得た額を船橋市重度障害者等就労支援特別事業費(以下「本事業費」という。)として支給するものとする。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この運用は、令和5年4月1日から施行する。